

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年3月3日
【会社名】	note株式会社
【英訳名】	note inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 加藤 貞顕
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山三丁目1番2号
【電話番号】	050-1751-2329
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 鹿島 幸裕
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山三丁目1番2号
【電話番号】	050-1751-2329
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 鹿島 幸裕
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2023年2月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年2月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

本社を移転することに伴い、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都港区から、東京都千代田区に変更するものです。

なお、本変更は、2024年に開催予定の第12期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、附則にその旨の規定を設けるものです。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

加藤貞顕、鹿島幸裕及び今雄一の3氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものです。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

竹川美奈子氏を監査等委員である取締役に選任するものです。

第4号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額改定の件

監査等委員である取締役の報酬限度額を年額2,000万円以内に改めるものです。

第5号議案 第1回新株予約権の行使の条件の変更の件

第1回新株予約権の新株予約権者に割り当てられた全ての新株予約権の行使を可能とするために、第1回新株予約権の行使の条件を変更するものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	142,809	-	-	(注)1	可決 100
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 3名選任の件				(注)2	
加藤 貞顕	142,809	-	-		可決 100
鹿島 幸裕	142,809	-	-		可決 100
今 雄一	142,809	-	-		可決 100
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件				(注)2	
竹川 美奈子	142,809	-	-		可決 100
第4号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額改定の 件	142,809	-	-	(注)3	可決 100
第5号議案 第1回新株予約権の行使の条件の変更の件	142,809	-	-	(注)1	可決 100

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

以 上